



被災された皆さまへ



福島県からのお知らせ

キビタンファミリー

福島県災害対策本部

平成24年2月20日（月）（第35報）

福島県災害対策本部から被災された皆様へ生活支援に関する情報を毎月提供してまいります。

－第35報の内容－

お知らせ	1	医療・介護・健康について	11
原子力損害賠償について	4	警戒区域等における環境放射能測定結果	13
生活支援について	5	◆各種相談窓口のお知らせ	13
雇用・経営について	7	◆市町村問い合わせ先一覧(2月20日現在)	16
住宅について	10		

お知らせ

1 「3. 11ふくしま復興の誓い2012」開催のお知らせ（新規）

県では、東日本大震災から1年の節目の日に、犠牲になられた方々へ哀悼の誠を捧げるとともに、子どもたちの明るい笑顔があふれる「新生ふくしま」の創造に向けて、県民が一丸となって取り組むことを誓うため、「3. 11ふくしま復興の誓い2012」を開催します。なお、この催しの模様は、インターネット（USTREAM）で生中継されます。

開催日	3月11日（日）		
メイン会場	こむこむ（福島市早稲町1番1号）		
内容	第一部	東日本大震災犠牲者追悼式	（午後2時30分～）
	第二部	復興の誓いシンポジウム	（午後3時30分～）
	第三部	キャンドルナイト「希望のあかり」	（午後5時30分～）

キャンドルナイト（県内7方部同時開催）のほか、各地域でも様々な催し（追悼セレモニー、ミニコンサート等）が行われますので是非ご参加ください。

【各地域のキャンドルナイト等催しの会場・開始時間等】

	会場	開始時間	問い合わせ先 （地方振興局）
県北（福島市）	福島県庁	午前11時	024-523-2365
県中（郡山市）	郡山市中町緑地公園	午後4時30分	024-935-1323
県南（白河市）	白河市立図書館駐車場	午後5時20分	0248-23-1524
会津（会津若松市）	鶴ヶ城本丸 ほか	午前11時	0242-29-5217
南会津（南会津町）	だいくらスキー場	午後3時30分	0241-62-5207
相双（南相馬市）	南相馬市立原町第二中学校	午後5時	0244-26-1117
いわき（いわき市）	平中央公園	午後4時30分	0246-24-6253

【お問い合わせ先】

●福島県 企画調整課 ☎024-521-7129

●ホームページ [ふくしま復興の誓い2012](#)

2 全国各地で「暮らしサポートミーティング」を開催しています（更新）

経済産業省では、国・県・市町村の情報をはじめ、皆さまの暮らしに関する情報の提供や、雇用・各種申請に関するご相談などを受け付ける「暮らしサポートミーティング」を開催しています。2月と3月の開催日程・場所等は以下のとおりです。予約不要・入場無料・途中入退場可ですので、お気軽にご参加ください。

都府県	日程	時間	会場名
東京都	立川市	3月4日（日）	午後1時～3時 立川市砂川学習館（2階 講堂）
	千代田区	3月20日（祝・火）	【3部制】 ①午前11時～12時30分 ②午後1時～2時30分 ③午後3時～4時30分 東京国際フォーラム 展示ホール（2） セミナー室（2） <small>健康管理相談及び弁護士による賠償相談ができます。 *この回のみ事前予約を受け付けます。（ご予約がない場合、お待ちいただくことがあります。） ご予約は暮らしサポート事務局（下記電話番号）まで。</small>
新潟県	柏崎市	2月24日（金） 2月25日（土）	午後6時～8時 午後1時～3時 柏崎市民プラザ（2階 風の部屋）
	長岡市	2月26日（日）	午後1時～3時 長岡市立劇場（3階 大会議室）
富山県	富山市	3月11日（日）	午後1時～3時 富山県中小企業研修センター（2階大ホール）
石川県	金沢市	3月10日（土）	午後1時～3時 石川県文教会館（4階 401・402会議室）
福井県	福井市	3月9日（金）	午後6時～8時 福井市文化会館（4階 大会議室）
山梨県	甲府市	3月3日（土）	午後1時～3時 甲府商工会議所（2階 201会議室）
長野県	松本市	3月2日（金）	午後6時～8時 松本市駅前会館（4階 大会議室）
静岡県	静岡市	3月2日（金）	午後6時～8時 静岡労政会館（5階 展示室・第3会議室）
愛知県	名古屋市	3月3日（土）	午後1時～3時 I. M. Yホール・会議室（6階第3会議室）
京都府	京都市	3月11日（日）	午後1時～3時 京都テルサ（西館3階 第1会議室）
大阪府	大阪市	3月10日（土）	午後1時～3時 大阪府商工会館（7階 第1講堂）
兵庫県	神戸市	3月9日（金）	午後6時～8時 兵庫県中央労働センター（2階201会議室）
広島県	広島市	3月17日（土）	午後1時～3時 ワークピア広島 社団法人広島労働会館（3階 蘭菊楓）
愛媛県	松山市	3月18日（日）	午後1時～3時 松山市男女共同参画推進センター コムズ（5階 大会議室）
福岡県	福岡市	3月18日（日）	午後1時～3時 福岡商工会議所（4階401～404会議室）
鹿児島県	鹿児島市	3月17日（土）	午後1時～3時 宝山ホール・鹿児島県文化センター（3階 第6会議室）
沖縄県	那覇市	3月25日（日）	午後1時～3時 那覇市IT創造館（2階 大会議室）

【お問い合わせ先】

- 暮らしサポート事務局（受付時間：平日 午前9時～午後6時）
☎024-526-0577

3 平成23年度個人事業税について（更新）

①原子力災害被災地域における課税

東日本大震災により、納税通知書の発付を延期していた原子力災害被災地域に事務所等を有する方の個人事業税について、今年度分の課税時期は以下のとおりです。

平成24年2月10日発付（平成24年3月30日納期限）

【原子力災害被災地域（12市町村）】

田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

- 各地方振興局県税部より送付される納税通知書により納期限までに納付してください。
- 今回の震災及び原子力災害により事業用資産や住宅・家財に損害を受けられた場合等に平成23年度に課税される個人事業税の軽減を受けられることがあります。詳細については、以下のホームページ又は最寄りの地方振興局県税部までお問い合わせください。

②第2期分（①以外の地域）の納付について

前頁①以外の地域に事務所等を有する方の個人事業税については、各地方振興局県税部から送付される「第2期分のお知らせ」により、納期限までに納付してください。

第2期分 平成24年2月10日発付（平成24年2月29日納期限）

【お問い合わせ先】

連絡先	所在地	電話番号
県北地方振興局 県税部	福島市中町1-19 中町ビル6F	024-523-4698
県中地方振興局 県税部	郡山市麓山1-1-1	024-935-1251
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5214
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

●ホームページ [福島県 県税](#) [検索](#) ↗

4 「ふるさと絆情報ステーション」開設のお知らせ

民間借上げ住宅等に入居されている皆さまが、市町村の情報を得たり、情報交換や交流の場として御活用いただける「ふるさと絆情報ステーション」が県内のスーパーなどに開設されています。是非お立ち寄りください。

福島市		郡山市	
ヨークベニマル	野田店	ヨークベニマル	安積町店
コープふくしま	コープマートやのめ		富久山店
ダイユーエイト	福島黒岩店	イオンリテール	イオン郡山フェスタ店
いわき市		会津若松市	
ヨークベニマル	大原店	リオンドール	神明通り店
	谷川瀬店	コープあいづ	COOP BESTA にいでら
イオンリテール	イオンいわき店		

【お問い合わせ先】

●福島県文化振興課 ☎024-521-7179

●特定非営利活動法人うつくしまNPOネットワーク（運営） ☎024-953-6092

5 高齢者総合相談センター「出張相談会」のご案内（新規）

高齢者やそのご家族の日常生活の心配ごとや悩みごとの相談に、センター相談員と認知症介護経験者（〔公益社団法人〕認知症の人と家族の会 会員）が懇切・丁寧に応じます。

相談は無料です。認知症について知りたい、介護が辛くて話を聞いて欲しい、利用できる介護サービスについて知りたいなど、お気軽にご相談ください。

日時	3月2日（金） 午前10時30分～午後3時
場所	「ふるさと絆情報ステーション」ヨークベニマル野田店内（福島市）

【お問い合わせ先】

●福島県高齢者総合相談センター ☎024-524-2225

6 子ども手当の申請手続きはお済みですか？

平成23年10月分からの子ども手当を受け取るためには、これまで子ども手当を受け取っていた方も含めて、全ての方について申請が必要です。

平成24年3月末までに申請すれば、平成23年10月分からの手当を受け取ることができます。申請が4月以降になると、遅れた月分の手当を受け取れなくなりますので、まだ申請されていない方は、速やかに住民票のある市町村窓口申請してください。

なお、平成23年10月以降に他の市町村へ転居した方や子どもが生まれた方は、取り扱いが異なりますのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

●住民票のある各市町村 または 福島県子育て支援課 ☎024-521-8205

7 農地・林地等の除染に関する相談窓口について

農地・林地等の除染に関して、農家を始め県民の皆さまからのご質問、ご相談にお応えする農林地等除染相談窓口を開設しています。

【お問い合わせ先】

電話 024-521-7336 (福島県 農業振興課内)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日、祝日を除く)

原子力損害賠償について

1 原子力損害賠償に係る請求について

原子力損害賠償の請求手続きをサポートするため、東京電力は、説明会の開催、相談窓口を開設しています。請求手続きの相談等については、下記へお問い合わせください。

東京電力福島原子力補償相談室 (コールセンター)
電話：0120-926-404 (午前9時～午後9時：毎日)

2 原子力損害賠償に係る各種相談窓口等について

円滑な原子力損害賠償を支援するため、国・県・弁護士会・行政書士会がそれぞれ相談窓口を開設しています。

①県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎024-523-1501

- ・相談時間 午前8時30分～午後9時 (平日・土日祝日も受付)
- ・弁護士による電話での法律相談 毎週水・金曜日 (祝日含む) 午後1時～5時※同じ電話番号で受付

◆巡回法律相談

- ・弁護士による巡回法律相談を県内7方部11市町で実施します。
- ・相談時間30分 (面談形式・相談料無料・事前予約制) ※先着受付順
- ・実施時間 各会場とも午後1時30分～午後3時50分
- ・受付電話番号 上記「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」で受付
- ・日程及び会場など詳細については、上記窓口にお気軽にお問い合わせください。

②弁護士会

◇弁護士に電話で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料電話相談 (平日 午後2時～午後4時)

☎024-534-1211 (福島市) 024-925-6511 (郡山市)
0242-27-2522 (会津若松市) 0246-25-0455 (いわき市)

◆東日本大震災電話相談 (日本弁護士連合会他主催)

☎0120-366-556 (平日 午前10時～午後3時)

◇弁護士に面談形式で相談したい方

◆福島県弁護士会 震災・原発無料面談相談

- ・相談時間：30分 (面談形式・相談料無料・事前予約制)
- ・場所：県内7か所 (福島市、二本松市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、いわき市 (平))

☎0120-700-791 (平日 午前10時～午後4時)

◇弁護士に本格的に相談したい方

◆福島県弁護士会 原子力発電所事故被害者救済支援センター

- ・内容：担当弁護士の紹介
- ※対応の流れ：センターへ電話→弁護士の紹介→弁護士へ連絡→弁護士事務所で相談
- ・原子力損害賠償に関する相談 (3回まで無料)・東京電力に対する損害賠償請求の代理 (有料)
- ・紛争解決センターへの和解仲介の申立の代理 (有料) 等

※詳細は、支援センターまでお問い合わせください。

☎024-533-7770 (平日 午前10時～午後3時)

③行政書士会

◆日本行政書士会連合会 被災者相談センター

- ・窓口相談：〒963-8002 郡山市駅前2-10-13 サンコービル1階

☎0800-800-3200 ※窓口相談に関する問い合わせも同じ番号で受付

- ・相談時間：午前10時～午後5時 (受付は午後4時まで。土日祝開設。月曜休業)
- ・相談内容：原子力損害賠償請求作成支援、被災自動車の抹消登録手続き 等

④国

◆原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

- ・[東京事務所] 〒105-0004 東京都港区新橋1-9-6 COI新橋ビル3階
- [福島事務所] 〒963-8811 郡山市方八町1-2-10 郡中東口ビル2階
- ☎0120-377-155 (平日 午前10時～午後5時)
- ・福島事務所では、窓口にて申立書作成に関する説明を行っています。

⑤原子力損害賠償支援機構

◆電話相談 ・行政書士等による無料相談

☎0120-013-814 (午前10時～午後5時 土日祝日含む)

◆対面相談 ・弁護士等による無料相談(事前予約制、1回1時間以内)

▽機構本部	場所：東京都港区虎ノ門2-2-5 共同通信会館5階 日時：毎週月・水曜日 午前10時～正午 ☎予約受付は上記電話相談と同一
▽福島事務所	場所：郡山市駅前1丁目15番6号 明治安田生命郡山ビル1F ※詳細は下記予約受付電話においてご確認ください。 日時：毎週月・水・金・土・日曜日及び祝日(3月20日) 午前10時～午後6時(午後5時相談開始が最終) ☎：0120-330-540 (午前9時～午後5時 土日祝日含む)

◆県内での巡回個別相談会

- ・弁護士及び行政書士による無料の個別相談(1組1時間程度、事前予約制)
- 福島、会津若松、いわきの県内3地区の会場において開催中

◆県外での巡回個別相談会

- ・弁護士及び行政書士による無料の個別相談(1組1時間程度、事前予約制)

会 場		日 程
山形県	山形市総合スポーツセンター	2月24日(金)、25日(土)
新潟県	柏崎市市民プラザ	3月9日(金)、10日(土)
	長岡市立劇場	
	新潟市東区プラザ	3月16日(金)、17日(土)
	新発田市東日本大震災避難者相談所	

※各相談会の詳細については、上記福島事務所予約受付電話においてご確認ください。

【お問い合わせ先】

●福島県 原子力賠償支援課 ☎024-523-1501

●ホームページ [福島県 原子力賠償支援課](#) [検索](#) ↗

生活支援について

1 高齢者等サポート拠点のご案内(新規)

仮設住宅等に入居する高齢者や障がい者などの孤立の防止及び生活の支援を行うため、下表のとおり高齢者等サポート拠点を設置しました。お気軽にご利用ください。

対象市町村	名称	所在地	電話番号
南相馬市	サポートセンター希望	南相馬市鹿島区	0244-26-8246
相馬市	高齢者等サポートセンター	相馬市	0244-26-8910
広野町	サポートセンターひろの	いわき市	0246-38-7890
檜葉町	サポートセンターならは あいづ	会津美里町	0242-55-0177
	サポートセンターならは いわき	いわき市	0246-46-2090
富岡町	大玉村応急仮設高齢者等サポートセンター「ふれあい処あだたら」	大玉村	0243-68-2711
	生活復興支援おだがいさまセンター	郡山市	024-935-3332
川内村	高齢者サポート拠点「あさかの杜ゆふね」	郡山市	024-937-2717
大熊町	高齢者等サポート拠点「つながっぺセンター」	会津若松市	0242-85-8500
双葉町	双葉町サポートセンターひだまり	いわき市	0246-38-7105
浪江町	浪江町サポートセンターふくしま	福島市	024-559-2552
	浪江町サポートセンター桑折	桑折町	024-573-2500
	浪江町サポートセンター杉内	二本松市	0243-55-2630
	浪江町サポートセンター安達		0243-24-8655
	浪江町サポートセンター本宮	本宮市	0243-33-6336

対象市町村	名称	所在地	電話番号
葛尾村	三春の里 みどり荘	三春町	0247-62-8687
新地町	サポートセンターまごころ	新地町	0244-63-2234
飯舘村	サポートセンターあづまっぺ	福島市	024-573-2153

【お問い合わせ先】

●福島県 高齢福祉課 ☎024-521-7163

2 原発避難者特例法による行政サービスについて

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している方は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務（要介護認定、予防接種など）、教育事務（児童生徒就学など）に関する行政サービスが受けられます。詳細は、下記市町村にご確認ください。

【該当市町村】	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
---------	---

【お問い合わせ先】	◆いわき市 ☎0246-22-1111	◆田村市 ☎0247-81-2111
◆南相馬市 ☎0244-24-5232	◆川俣町 ☎024-566-2111	◆広野町 ☎0246-43-1330
◆楢葉町 ☎0246-46-2551	◆富岡町 ☎0120-336-466	◆川内村 ☎024-946-8828
◆大熊町 ☎0242-26-3844	◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123
◆葛尾村 ☎0247-61-2860	◆飯舘村 ☎024-562-4200	

(お願い) 避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

●福島県市町村行政課 ☎024-521-7057

3 生活復興支援資金貸付のご案内

東日本大震災により被災した低所得世帯に対し、当面の生活に必要な経費等の貸付を行います。

対象世帯 (①及び②の両方に該当する世帯)	①東日本大震災により被災した世帯（下記のいずれか） ・「り災証明書」または「被災証明書」が発行されている世帯。 ※ただし、高速道路無料化に伴う「被災証明書」等は除く。 ・震災発生時の居住地が、原発事故に伴い警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点であることが確認出来る世帯 ②低所得世帯（被災したことにより低所得世帯となった場合を含む）		
貸付対象者の要件	①世帯の生計中心者であること （生計中心者の死亡等の場合は、今後、世帯の生計中心者となる方） ②今後、生活再建のための取組みを行い、社会福祉協議会や民生委員等による相談・支援を受けることに同意が得られること。 ③生活再建後は、就労収入等により償還（返済）が見込めること。		
貸付の内容 (概要)	①資金の種類・用途・貸付限度額		
	種類	用途	貸付限度額
	一時生活支援費	生活の復興の際に必要な当面の生活費	(単身世帯) 月15万円以内、 (複数世帯) 月20万円以内 各6ヶ月以内
	生活再建費	転宅に際しての運送費、敷金、礼金、不動産仲介手数料、家具什器費等	80万円以内
	住宅補修費	住宅の補修費用	250万円以内
	②連帯保証人：原則1名必要 ③貸付金利子：無利子(連帯保証人を付けられない場合は、年1.5%の有利子) ④据置期間：貸付日から2年以内 ⑤償還期間：20年以内(貸付金額に応じて異なります)		
その他	・借入申込をした後、福島県社会福祉協議会において審査を行います。 ※審査結果によっては、貸付が出来ない場合もあります。 ・貸付条件等詳細は、住民票のある(避難されている場合は、避難先)市町村社会福祉協議会へご相談ください。		

【お問い合わせ先】

●社会福祉法人 福島県社会福祉協議会（地域福祉課）

☎024-523-1250（午前9時～午後5時、土、日祝日を除く）

雇用・経営について

1 就職支援イベントについて（更新）

県や市町村では、求職者や学生などの就職を支援するため、合同企業説明会や就職支援セミナーを下記のとおり開催します。

イベント名	日時	会場	備考
平成23年度福島市 合同企業説明会	2月22日（水） 13:00 ～16:00	コラッセふくしま （4階 多目的ホール他）	○参加対象 ・一般求職者 ・平成24年3月卒業予定の大学生等 ・平成21年3月以降卒業の未就職者 ○問合せ先 福島市商業労政課 電話 024-525-3720
就職応援フェア In 福島	3月4日（日） 13:00 ～17:00	コラッセふくしま （4階 多目的ホール）	○参加対象 ・平成24年3月卒業予定の大学生等 ・平成23年大学等卒業の未就職者 ・若手社会人 等 ○問合せ先（事務局）株式会社学情 電話 03-3568-3271

2 ふくしま産業復興雇用支援事業について（新規）

安定的な雇用を創出するため、正規雇用をはじめ1年以上の雇用を行う企業等に対し、産業施策と一体となった助成金を最大3年間支給します。

対象企業 （事業所）	（次のいずれかの区分に該当し対象雇用者を雇用した企業（事業所））																																																		
		(1) 平成23年3月11日以降に国・自治体の補助金・融資の対象として決定された事業（対象となる補助金・融資は限定）を実施する企業（事業所） (2) 上記（1）以外で、地域の地場産業や県が定める成長産業分野等の業種に該当する企業（事業所）																																																	
内容	対象雇用者	県内の被災求職者																																																	
	対象となる雇用	①平成23年11月21日以降に開始した雇用（再雇用含む） ②但し、再雇用の割合は、雇入れ数の8割まで ③短時間労働者は、雇用保険の一般被保険者（20時間以上）の場合に限る。																																																	
	雇用期間	①期間の定めのない雇用 ②1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの																																																	
	支給額（雇用者1人当たりの3年間の支給総額）	単位：万円 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">雇用区分</th> <th rowspan="2">雇用形態</th> <th colspan="3">支給対象期及び支給額</th> <th rowspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1)</td> <td rowspan="2">新規雇用及び再雇用</td> <td>フルタイム</td> <td>120</td> <td>70</td> <td>35</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>短時間</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">(2)</td> <td rowspan="2">新規雇用</td> <td>フルタイム</td> <td>120</td> <td>70</td> <td>35</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>短時間</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">再雇用</td> <td>フルタイム</td> <td>110</td> <td>60</td> <td>30</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>短時間</td> <td>50</td> <td>25</td> <td>15</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> ※助成金の総額は、1事業所につき1億円を上限とします。					区分	雇用区分	雇用形態	支給対象期及び支給額			合計	1年目	2年目	3年目	(1)	新規雇用及び再雇用	フルタイム	120	70	35	225	短時間	60	30	20	110	(2)	新規雇用	フルタイム	120	70	35	225	短時間	60	30	20	110	再雇用	フルタイム	110	60	30	200	短時間	50	25	15	90
区分	雇用区分	雇用形態	支給対象期及び支給額			合計																																													
			1年目	2年目	3年目																																														
(1)	新規雇用及び再雇用	フルタイム	120	70	35	225																																													
		短時間	60	30	20	110																																													
(2)	新規雇用	フルタイム	120	70	35	225																																													
		短時間	60	30	20	110																																													
	再雇用	フルタイム	110	60	30	200																																													
		短時間	50	25	15	90																																													
申込期間	2月17日～3月9日																																																		
申込先	最寄りの地方振興局企画商工部																																																		

※ 要領及び申請書等については、下記ホームページからダウンロードできます。

●ホームページ [ふくしま産業復興雇用支援事業](#) [検索](#) ↖

【お問い合わせ先】

連絡先	電話番号
県北地方振興局 企画商工部	024-523-2364
県中地方振興局 企画商工部	024-935-1292
県南地方振興局 企画商工部	0248-23-1546
会津地方振興局 企画商工部	0242-29-5292
南会津地方振興局 企画商工部	0241-62-5207
相双地方振興局 企画商工部	0244-26-1117
いわき地方振興局 企画商工部	0246-24-6007
福島県 雇用労政課	024-521-7290

3 地域雇用再生・創出モデル事業について（新規）

安定的な雇用を創出し、若者等の県内定着を促進するため、若者・女性・高齢者・障がい者が活躍できるような雇用面でモデル性がある事業を公募します。

採択された企業・NPO等の事業者に対し、当該モデル事業を最大3年間委託します。

対象者	県内に本店又は支店、営業所等の拠点を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行する能力を有するもの。	
内容	対象事業	「雇用面のモデル性」が認められ、次の要件のいずれにも該当する事業 ①被災地域の特性を活かした事業であり、若者・女性・高齢者・障がい者の能力や経験を生かせる事業であること。 ②若者・女性・高齢者・障がい者を含め10人以上雇用する事業であること。 ※平成23年3月11日にサテライト校等に在籍していた者を含む雇用の場合は3人以上 ※委託対象人数は、30人を上限 ③若者・女性・高齢者・障がい者が働きやすい職場環境づくりに取り組む事業であること。
	対象雇用者	県内の被災求職者（平成24年3月新卒者を含む）
	雇用期間	①期間の定めのない雇用 ②常用勤務又はパート勤務（週20時間以上）で1年以上の有期雇用であり、契約の更新が可能なもの
	委託事業費	①人件費 新規雇用者1人当たり年額240万円（上限額）、パート勤務の場合は半額 ②雇用面での配慮（環境整備、指導研修等）に要する経費 新規雇用者1人当たり1年目：60万円、2年目：30万円、3年目：15万円（上限額）
申込期間	2月6日～3月2日	
申込先	県雇用労政課	

※ 要領及び申請書等については、下記ホームページからダウンロードできます。

●ホームページ [福島地域雇用再生・創出モデル事業](#) [検索](#) ↖

【お問い合わせ先】

●福島県 雇用労政課 ☎024-521-7290

4 中小企業等の二重債務に関する相談窓口について

東日本大震災により、甚大な被害を受けた中小企業者等の二重債務問題の相談に応じるとともに、事業再開に向けた取組みを支援するため、「福島県産業復興相談センター」が設置されました。同センターでは、相談受付から具体的な支援まで一貫して行います。

また、県内の全商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター及び全商工会に「産業復興相談センター地域事務所」が設置されております。

詳しくは、下記のお問い合わせ先、又は最寄りの商工会議所、福島県商工会連合会広域指導センター、商工会へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●福島県産業復興相談センター

場所 福島市置賜町1番29号 佐平ビル9階

電話 024-573-2561

相談時間 午前8時30分～午後5時15分（土日、祝日を除く）

●（公財）福島県産業復興センター 総務企画グループ ☎024-525-4070

●福島県 経営金融課 ☎024-521-7288

●ホームページ [福島県産業復興相談センター](#) [検索](#) ↖

5 特定地域中小企業特別資金について

原発事故により県内移転を余儀なくされた中小企業等を対象に、事業資金の融資のほか、避難区域が解除となった地域等での事業継続・再開向け融資を実施しています。

融資対象者	県内へ移転し事業再開・継続する方	解除された地域等で事業再開・継続する方		
	警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に事業所を有し、移転を余儀なくされた中小企業等で、県内の移転先において事業を継続・再開する者	(次のいずれかに該当する中小企業等の皆様) ① 旧緊急時避難準備区域又は旧屋内待避区域に事業所を有し、当該区域において事業を継続・再開する者 ② 警戒区域又は計画的避難区域において、許可を得て事業を継続・再開する者 ③ 特定避難勧奨地点に事業所があり、事業を継続・再開する者		
資金使途	事業を継続・再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）			
融資限度額	3,000万円以内	(月商の3ヶ月程度を目安とします)		
		<table border="1"> <tr> <td>① 小規模事業者</td> <td>500万円以内</td> </tr> <tr> <td>② ①以外の事業者</td> <td>1,000万円以内</td> </tr> </table> <small>※「小規模事業者」とは、常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主</small>	① 小規模事業者	500万円以内
① 小規模事業者	500万円以内			
② ①以外の事業者	1,000万円以内			
融資期間	20年以内（うち据置5年以内）	10年以内（うち据置2年以内）		
融資利率	無利子			
申込み先	県内の商工会議所又は商工会、(公財)福島県産業振興センター			

※詳しくは、下記にお問い合わせください。

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

● (公財) 福島県産業振興センター ☎024-534-0948

6 被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付金について

東日本大震災により被害を受けた中小企業者等が施設・設備の整備を行う場合に、(公財)福島県産業振興センターを通じて長期・無利子の貸付を行っております。

融資対象者	(次のいずれかに該当する中小企業者等の皆様) ①中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の認定を受けた復興事業計画に記載されている被災中小企業者 ②施設復旧事業を行う商工会・県商工会連合会・商工会議所 ③中小機構が整備する仮設工場、事業場等に入居する中小企業者
貸付の概要	①資金使途：建物、構築物又は設備（いずれも資産計上されるもの）の整備資金 ②融資期間：20年以内（うち据置5年以内） ③融資利率：無利子 ④自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額 ⑤担保：原則として貸付対象施設を担保として徴求します。 (審査により追加担保が必要になる場合があります。) ⑥保証人：原則として、法人の場合は代表者保証、個人の場合は不要。 (商工会議所や組合の場合には、限度額連帯保証制度による複数の連帯保証人をお願いする場合があります。)
申込み先	(公財) 福島県産業振興センター

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

● (公財) 福島県産業振興センター ☎024-525-4075

7 農業支援について

①農家経営安定資金（東日本大震災農業経営対策特別資金）

【農家経済維持支援資金】

貸付対象者	原子力事故により生計の維持に大きな影響を受け、次のいずれかに該当する農業者等 ・警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域、その他原発事故の影響により行政機関から避難を勧奨された区域又は地点に居住していた農業者等 ・作付制限又は出荷制限された農畜産物、並びに組合等の決定により自粛する農畜産物を生産していた農業者等
資金使途	農家経済の維持に必要な資金
融資限度額	200万円
融資利率	無利子
融資期間	5年以内（うち据置3年以内）
取扱金融機関	県内各農協、(株)福島銀行、(株)大東銀行、(株)東邦銀行

※審査結果によっては、ご希望に沿いかねる場合があります。

【お問い合わせ先】

●福島県 金融共済室 ☎024-521-7346、7349

②耕作放棄地を利用した避難先での農業の再開について

東日本大震災で避難されている皆さんが、避難先などの耕作放棄地を利用して農業を再開する取組みを支援しています。

事業内容

(1) 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業、土づくり、再生農地への作物の導入等に係る経費について、10アール当たり27万5千円以内で補助します。

(2) 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備や農業用機械・施設、貯蔵施設等の整備に係る経費の2分の1以内で補助します。

(3) 「実証ほ場」の設置による支援

市町村の地域耕作放棄地対策協議会が「実証ほ場」を設置し、被災された方を雇用したり、作物の栽培実証などの運營業務を委託することにより支援します。

【お問い合わせ先】

●福島県 農村振興課 ☎024-521-7416

●各県農林事務所農業振興普及部（営農相談窓口）

●各市町村耕作放棄地対策担当課又は農業委員会

住宅について

1 応急仮設住宅の供給に関するお問い合わせについて

2月20日現在、県内で仮設住宅の入居募集をしている市町村は以下のとおりです。

◆鏡石町 ☎0248-62-2116	◆西郷村 ☎0248-25-1117	◆矢吹町 ☎0248-44-2300
◆相馬市 ☎0244-37-2178	◆南相馬市 ☎0244-24-5253	◆富岡町 ☎0120-336-466
◆双葉町 ☎0480-73-6880	◆浪江町 ☎0243-62-0123	◆葛尾村 ☎0247-61-2850

※その他の市町村については、避難前に居住していた市町村窓口までお問い合わせください。

●ホームページ [福島県 応急仮設住宅](#) [検索](#)

福島県庁 被災者住宅相談窓口専用ダイヤル

（県内避難者）024-521-7698【受付時間：平日 午前9時～午後5時】

2 福島県借上げ住宅の特例措置について

県では、避難している県民の住宅対策として実施している「民間住宅の借上げ」において、自ら入居した県内の民間賃貸住宅を県との賃貸借契約に切り替える特例措置を行っています。

現在、原則として原子力災害による避難指定地域から避難している世帯及び県外から県内へ住替える世帯のみの入居受付をしています。

なお、原子力災害による避難指定地域以外の下記市町村においては、り災証明書発行の遅れ等により入居手続きができない避難住民への対応として、平成24年3月30日までの期間内で入居受付期限を延長しています。詳細は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

〈受付期限：平成24年3月30日まで〉

◆桑折町 ☎024-582-2111	◆国見町 ☎024-585-2111	◆川俣町 ☎024-565-2298
◆泉崎村 ☎0248-53-2111	◆中島村 ☎0248-52-2111	◆相馬市 ☎0244-37-2178
◆南相馬市 ☎0244-24-5253	◆新地町 ☎0244-62-2113	◆いわき市 ☎0246-25-0542・0545

3 県内の民間賃貸住宅に係る家賃等返還（遡及措置）について

東日本大震災の発生以降、避難のために被災者自らが民間賃貸住宅に入居し、負担していた家賃等の返還については、下記により受付をしています。

対象世帯	住家全壊等世帯、または、原発避難指示等世帯で、県内の民間賃貸住宅に入居した後、県内の借上げ住宅等に入居した世帯
対象期間	平成23年3月11日以降、県内の借上げ住宅等に入居するまでの間で、県内の民間賃貸住宅に入居していた期間
対象費用	対象期間内に対象世帯が負担した敷金、礼金、仲介手数料、損害保険加入費用、家賃（駐車場代含む）、管理費、共益費
受付方法	郵送のみにより受付
郵送先	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 福島県災害対策本部 遡及措置担当

※ 申請書等については、下記ホームページに掲載しています。

【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 遡及措置担当

☎024-522-6515、6528（平日：午前9時～午後5時まで）

●ホームページ [福島県 遡及措置](#) [検索](#) ↗

4 県外の借上げ住宅について（更新）

県外の自治体においても、公営住宅や公務員宿舎の空家の提供等により、避難している皆さまの住宅対策を実施しています。なお、2月13日現在、民間賃貸住宅の借上げによる支援を実施しているのは以下の自治体です。（詳細は、下記の各県窓口にお問い合わせください。）

◆青森県	☎017-734-9580・9581	◆兵庫県	☎078-232-9564
◆岩手県	☎0120-882-606	◆鳥取県	☎0857-26-741
◆秋田県	☎018-860-4503	◆広島県	☎082-513-3030
◆山形県	☎023-630-2640・2646	◆山口県	☎083-933-3880
◆茨城県	☎029-301-5977	◆香川県	☎087-832-3582
◆群馬県	☎027-226-2950・2952	◆高知県	☎088-823-9860
◆千葉県	☎043-223-2675	◆福岡県	☎092-643-3729
◆新潟県	☎025-280-5444、025-282-1775	◆佐賀県	☎0952-25-7385
◆富山県	☎076-444-3355	◆長崎県	☎095-895-2410
◆石川県	☎076-225-1482	◆熊本県	☎096-383-1111（内線7014）
◆山梨県	☎055-223-1732、1477	◆宮崎県	☎0985-26-7196
◆長野県	☎026-235-7407	◆鹿児島県	☎099-286-2824
◆岐阜県	☎058-272-8693	◆沖縄県	☎090-3794-0530・8217

※「[福島県県外避難者支援ブログ](#)」で携帯電話から住宅支援をはじめ各種情報をご覧いただけます。



※借上げ住宅は、避難した方が**常時・継続的に居住している**ことが必要です。週末や休暇期間中だけの居住（別荘的利用）や転勤、進学等を理由とする借上げは対象外となります。また、避難予定が未定である場合や今後の移転先を確保しておくために借上げるといったようなことはしないでください。

※民間賃貸住宅に係る家賃等の返還（遡及措置）については、原発事故に伴う避難等指示対象者にあつては原子力損害賠償制度による賠償対象となっておりますので、東京電力（株）へ請求願います。

【お問い合わせ先】東京電力（株）福島原子力補償相談室 ☎0120-926-404

【お問い合わせ先】

●福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム

☎024-523-4157（平日 午前8時30分～午後5時15分）

医療・介護・健康について

1 医療を受ける際の一部負担金の免除期間の延長等について（更新）

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。ただし、入院時食事療養費、入院時生活療養費及び療養費（柔道整復師等の施術費や治療用装具等）の自己負担の免除は、平成24年2月29日分で終了となります。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点の住民の方（※1）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明等の要件に該当する住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方（※1）（※2）	平成24年9月30日まで

※1 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

※2 その他の医療保険にご加入の方は、保険者（健康保険組合等）により対応が異なりますが、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

2. 免除証明書の取扱いについて

国民健康保険、後期高齢者医療制度、全国健康保険協会（協会けんぽ）にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている発行済みの免除証明書でも、引き続き使用することができます。（※3）

※3 その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

ただし、以下の市町村に住所を有する市町村国保・後期高齢者医療制度の被保険者の方は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

【お問い合わせ先】

●ご加入の各医療保険の保険者の窓口をお願いします。

2 介護サービスを受ける際の利用者負担の免除等について（更新）

平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き介護サービスの利用者負担は免除となります。ただし、介護保険施設の食費・居住費の免除は、平成24年2月29日分で終了となります。

1. 免除を受けることができる期限と対象者

	対象者	延長期限
(1)	原発事故による警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域（23.9.30解除）、特定避難勧奨地点の住民の方（震災発生後、他市町村へ転出した方を含む）	平成25年2月28日まで
(2)	(1)以外で、住家の全・半壊、死亡・行方不明等の要件に該当する住民の方で、介護保険サービスを利用される方についても、市町村によっては、平成24年9月30日まで延長される場合があります。詳細は自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。	

2. 免除証明書の取扱いについて

(1) 以下の市町村に住所を有する介護保険の被保険者の方は、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(2) (1)以外の市町村に住所を有する介護保険の被保険者は、市町村ごとに取扱いが異なりますので、自身が加入する各介護保険者（市町村）にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●各市町村（保険者）の窓口をお願いします。

3 県民健康管理調査「基本調査（問診票）」について

今回の震災や原子力災害を受け、長期にわたって県民の健康を見守り、将来の健康増進につなげていくことを目的として、全県民を対象とした「県民健康管理調査」を実施しています。

《「基本調査」の目的、重要性》

- 放射線の健康に与える影響は、被ばくした放射線量の多さに左右されます。
- 『基本調査（問診票）』は、皆さまの行動記録を基に、原発事故から平成23年7月11日までの4か月間に受けた放射線（外部被ばく）線量を推計する、唯一の方法です。
- 推計結果は皆さまにお知らせするとともに、県でもデータを保存し、今後の長期にわたる健康を見守っていく基礎資料とします。
- 基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と一体のもので、基本調査による線量推計は、各種検査や調査の分析において重要なものとなります。
- 今後の各種検査・健診についての「受診お知らせ」を確実にお届けするために、住所（居所）の確認が必要です。基本調査はそのためにも重要となります。

* 問診票をまだ返送していない方は、記入の上返送をお願いします。

* 記入方法が分からない、問診票が届いていない、問診票を紛失してしまった場合などは、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 ●福島県立医科大学県民健康管理調査事務局

☎024-549-5130（毎日：午前9時～午後5時、土日祝日を除く）

●ホームページ [福島県 県民健康管理調査](#) [検索](#) ↗

警戒区域等における環境放射能測定結果

警戒区域等の測定値の一部をお知らせします。(平成24年2月13日 9:00 現在)

【警戒区域】

(単位: μ Sv/時)

檜葉町			富岡町				
旧檜葉 消防分署*	繁岡地区 集会所*	中平集会所 そば*	上郡山 字滝ノ沢*	JAふたば 南部営農センター*	旧富岡町 役場*	養護老人ホーム 東風荘	リフレ富岡*
0.34	1.28	1.23	1.96	1.95	4.10	4.81	5.15

大熊町	浪江町			双葉町			
原子力 センター*	中央公園*	幾世橋 小学校*	福島県浪江 ひまわり荘	石熊公民館	山田多目的 集会所*	双葉町 体育館*	郡山公民館*
5.76	1.10	0.49	3.59	12.95	25.26	6.66	1.59

【計画的避難区域】

(単位: μ Sv/時)

浪江町	葛尾村	川俣町	飯館村	
津島活性化センター	柏原地区	山木屋駐在所	飯館村役場	長泥コミュニティセンター
1.77	3.52	0.79	0.72	4.92

【旧緊急時避難準備区域】 ※平成23年9月30日付けで区域解除

(単位: μ Sv/時)

広野町		川内村	南相馬市		
広野町役場	ニッ沼総合公園*	川内村役場	横川ダム	石神生涯学習センター	福島県南相馬合同庁舎
0.18	0.49	0.14	1.53	0.60	0.38

環境放射能監視テレメータシステムのモニタリングポスト(*印の付いている地点)は全23局ありますが、津波で4局が流出し測定不能。また停電等で双葉町1局、大熊町3局、檜葉町1局の計5局が復旧していません。復旧し次第、情報をお知らせします。調査地点の地面からの高さは、*印の付いている地点は約3m、その他の地点は1mです。

【お問い合わせ先】

●環境放射能測定結果に関する問い合わせ先

☎024-521-1917

または、下記ホームページでも最新情報をご覧ください。

【PC】 [福島 環境放射能 検索](#)

【携帯】 福島県各地方環境放射能測定値で検索してください



各種相談窓口のお知らせ

内容	連絡先	設置場所
◆災害(支援)に関する相談		
放射線に関する問い合わせ窓口	0120-988-359	政府原子力災害現地対策本部(8時~22時:土日・祝日含む)
放射線に関する健康相談	0120-755-199	(独)日本原子力研究開発機構(9時~18時:土日・祝日含む)
放射線被ばく医療に関する相談	043-290-4003	(独)放射線医学総合研究所(9時~17時:平日)
自家消費農作物(家庭菜園等)の放射能検査受付専用電話	024-521-8397	消費生活センター(9時~17時:平日)
農林地等の除染に関する相談窓口	024-521-7336	農業振興課(8時30分~17時15分:平日)
被災者を対象とした無料法律相談窓口	0120-366-556	日弁連(10時~15時:平日)
	024-534-1211	県弁護士会(14時~16時:平日)
	0120-926-404	東京電力福島原子力補償相談室(9時~21時:土日祝を含む)
	024-523-1501	県問い合わせ窓口(8時30分~21時:土日祝を含む) ※毎週水・金(祝日含む)の13時~17時は弁護士による法律相談
原子力損害の賠償に関する問い合わせ	024-534-1211	県弁護士会(14時~16時:平日)
	0800-800-3200	行政書士会被災者相談センター(10時~17時:土日祝を含む。月曜は休業。)
◆医療・福祉に関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分(土日除く)】		
医療機関に関する相談	024-521-7221	地域医療課
疾病に関する相談	024-521-7881	地域医療課(感染・看護室)
医薬品に関する相談	024-521-7232	薬務課
障がい福祉に関する相談	024-521-7170	障がい福祉課
相談支援専門員による一般相談	024-983-7646	NPO法人あいえるの会(8時30分~17時30分:毎日)

障がいのある子どもについての相談 障がい児支援の専門家による相談等	050-1159-7187 080-2384-2720	全国児童発達支援協議会「はまっ子くらぶ」(会津を拠点) (平日: 9時30分~18時、土: 9時30分~13時30分) 一般社団法人日本発達障害ネットワーク 障がい児放課後支援「ゆうゆうクラブ」内(相双を拠点) (9時30分~18時: 平日)
高齢福祉に関する相談	024-521-7164	高齢福祉課
(双葉郡)	0246-43-1545	広野町地域包括支援センター
	0242-55-0177	檜葉町地域包括支援センター(会津美里町)
	0246-46-2090	檜葉町地域包括支援センター(いわき市)
(代表)	024-946-8813	富岡町地域包括支援センター
(代表)	0120-38-2119	川内村地域包括支援センター
	0242-26-3844	大熊町地域包括支援センター
	0480-70-0057	双葉町地域包括支援センター
	0243-62-0172	浪江町地域包括支援センター
	0247-62-8687	葛尾村地域包括支援センター
(飯舘村)	024-562-4214	飯舘村地域包括支援センター
高齢者に関する各種相談	024-524-2225	高齢者総合相談センター 【一般相談】(9時~17時: 平日)【専門相談】(予約制)
認知症に関する相談 (症状・行動への対応の仕方、介護の悩み等)	024-522-1122	認知症コールセンター(10時~16時: 平日)
介護保険に関する相談	024-521-7745	介護保険室
国民健康保険に関する相談	024-521-7203	国民健康保険課
児童福祉に関する相談	024-534-5101	中央児童相談所
こころの健康に関する相談 (精神的な悩みや問題等)	0570-064-556 024-534-4300 0248-75-7811 0248-22-5649 0242-29-5275 0241-63-0305 0244-26-1132 024-924-2163 0246-27-8557	精神保健福祉センター 県北保健福祉事務所 県中保健福祉事務所 県南保健福祉事務所 会津保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 郡山市保健所 いわき市保健所 (以上、9機関9時~17時: 平日)
	024-536-4343	福島いのちの電話(10時~22時: 土日含む)
	03-3414-5160	震災こころのサポートセンターJTM
女性の相談に関する窓口	024-522-1010 0120-941-826 0243-23-8320	女性のための相談支援センター(9~21時) パープル・ホットライン(24時間) 県男女共生センター(月曜日休館) 【火・木~日: 9~12時, 13~16時】【水: 13~17時, 18~20時】
	0120-207-440	女性のための電話相談・ふくしま(10時~17時: 平日)
青少年に関する相談	024-546-0006	福島県青少年総合相談センター(11時~18時: 祝日を除く毎日)
◆生活に関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分(土日除く)】		
教育に関する相談	024-521-7759	教育総務課
文化財に関する相談	024-521-7787 024-534-9193	文化財課 ふくしま歴史資料保存ネットワーク(福島県歴史資料館)
生活福祉資金に関する相談	024-523-1250	県社会福祉協議会
県税に関する相談 (自動車税・納税証明書など)	024-521-7070 024-521-7069	税務課
消費に関する相談	024-521-0999	消費生活センター(9時~18時30分: 平日)
英語・中国語による相談	024-524-1316	(公財)福島県国際交流協会(受付時間9時~16時: 火~土)
一般廃棄物・し尿処理に関する相談	024-521-7249	一般廃棄物課
産業廃棄物、不法投棄に関する相談	024-521-7264	産業廃棄物課、不法投棄対策室
被災者の住宅に関する相談(県内)	024-521-7698	被災者住宅相談窓口専用ダイヤル(9時~17時: 平日)
被災者の住宅に関する相談(県外)	024-523-4157	福島県災害対策本部 県外避難者支援チーム
応急危険度判定から復旧までの相談	024-521-4033	県建築士事務所協会(8時~17時: 平日)
不動産などの登記や戸籍の相談	024-534-1111	福島地方法務局
人権に関する相談	0570-003-110	法務省全国共通人権相談ダイヤル

行方不明者に関する相談	024-522-2151	(内線 3024) 県警察本部 生活安全企画課
警察安全相談窓口	024-525-3311	県警察本部 県民サービス課 (9時~17時:平日)
震災特例旅券の問い合わせ窓口	024-525-4032	福島県パスポートセンター
◆経営・労働に関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分(土日除く)】		
経営に関する相談	024-525-4039	(公財) 県産業振興センター
中小企業等の二重債務に関する相談	024-573-2561	(公財) 県産業振興センター (福島県産業復興相談センター)
金融に関する相談	024-521-7291	経営金融課
特定地域中小企業特別資金の相談	024-525-4019	(公財) 県産業振興センター
労働に関する相談	0120-610-145	雇用労政課「中小企業労働相談所」(9時~16時:平日)
就職に関する相談 (就職相談・職業紹介)	024-525-0047 03-3545-6140	ふるさと福島就職情報センター [ジョブカフェふくしま] (10時~19時:月~土) [Fターンセンター東京] (10時~18時:月~土)
(生活・就労相談)	024-995-5057 024-525-2510	ふくしま求職者総合支援センター [郡山窓口] (月~金:8時30分~17時) [福島窓口] (月・火・木~土:10時~18時30分)
(就職相談・職業紹介・生活相談)	0248-27-0041 0242-27-8258 0244-23-1239 0246-25-7131	ふくしま就職応援センター (月~土:10時~19時) [白河窓口] [会津若松窓口] [南相馬窓口] [いわき窓口]
	024-554-4156 024-925-0811	ふるさとふくしま巡回就職相談ステーション (月~土:10時~19時) [ステーション福島] [ステーション郡山]
創業に関する相談	024-525-4048	産業創出課 (福島駅西口インキュベートルーム) (13時~17時:土日を除く) ※I専門家に対応
工業製品の残留放射能に関する相談	024-959-1739 0246-44-1475	ハイテクプラザ ハイテクプラザいわき技術支援センター
◆農林水産業に関する相談	024-521-7319	農林企画課 【受付時間: 8時30分~21時(毎日)】
◆国・県が管理する道路などに関する相談 【受付時間: 8時30分~17時15分】		
国管理道路 (国道4号, 6号, 13号, 49号)	024-546-4331	国土交通省 福島河川国道事務所(土日除く)
県管理道路に関する相談 (上記以外の国道、県道など)	024-521-9820	道路管理課(毎日)

●「福島県からのお知らせ」のバックナンバーは、福島県のホームページからもご覧いただけます。

【PC】

●最新号は携帯電話からもご覧いただけます。

【携帯】右のQRコードを読み取ってください。

※本誌は各市町村、保健福祉事務所、地方振興局等でも受け取ることができます。



市町村問い合わせ先一覧

(2月13日現在)

地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号	地方	市町村名	一般問い合わせ用電話番号		
相 双	南相馬市	0244-24-5232	県 南	白河市	0248-22-1111		
	相馬市	0244-37-2121		西郷村	0248-25-1111		
	広野町 ※	0246-43-1330・1331		泉崎村	0248-53-2111		
	檜葉町 ※	いわき出張所		0246-46-2551・2552	中島村	0248-52-2111	
		会津美里出張所			矢吹町	0248-42-2111	
	富岡町 ※	0120-336-466		電話番号は 上記共通	棚倉町	0247-33-2111	
		いわき出張所 三春出張所 大玉出張所			矢祭町	0247-46-3131	
	川内村 ※	024-946-3375・3378		塙町	0247-43-2111		
	大熊町 ※	0242-26-3844		いわき連絡事務所(好間工業団地応急仮設住宅内)	鮫川村	0247-49-3111	
		0246-36-5671			会津若松市	0242-39-1111	
	双葉町 ※	0480-73-6880		福島支所(郡山市朝日)	喜多方市	0241-24-5221	
		024-973-8090			北塩原村	0241-23-3111	
	浪江町 ※	0243-62-0123		福島出張所 024-535-0750 本宮出張所 0243-44-1185 桑折出張所 024-582-2130 南相馬出張所 0244-23-1112 いわき出張所 0246-24-0020	西会津町	0241-45-2211	
		葛尾村 ※			0247-61-2850(貝山) 0247-61-2860(三春の里)	磐梯町	0242-74-1211
						猪苗代町	0242-62-2111
会津坂下町			0242-84-1503				
湯川村			0241-27-8800				
新地町	0244-62-2111	柳津町	0241-42-2112				
飯館村 ※	024-562-4200	三島町	0241-48-5511				
		金山町	0241-54-5111				
いわき	いわき市	0246-22-1111	昭和村	0241-57-2111			
	県 北	福島市	024-535-1111	会津美里町	0242-55-1122		
		二本松市	0243-23-1111	下郷町	0241-69-1122		
		伊達市	024-575-1111	檜枝岐村	0241-75-2311		
		本宮市	0243-33-1111	只見町	0241-82-5050		
		桑折町	024-582-2111	南会津町	0241-62-6100		
		国見町	024-585-2111	※の表示のある町村は以下に役場機能が移転しています。 広野町 FDKモジュールシステムテクノロジー(株)いわき工場 社屋内 (〒972-8322 いわき市常磐上湯長谷町釜の前1) 檜葉町 いわき明星大学内 (〒970-8044 いわき市中央台飯野3丁目3-1) 富岡町 富岡町郡山事務所 (〒963-0201 郡山市大槻町字西ノ宮48-5) 川内村 ビッグパレットふくしま内 (〒963-0115 郡山市南二丁目52番地) 大熊町 会津若松市役所追手町第二庁舎内 (〒965-0873 会津若松市追手町2番41号) 双葉町 旧騎西高校 (〒347-0105 埼玉県加須市騎西598-1) 浪江町 県男女共生センター内 (〒964-0904 二本松市郭内一丁目196-1) 葛尾村 貝山多目的運動公園管理棟 (〒963-7719 三春町大字貝山字井堀田287-1) 飯館村 福島市役所飯野支所内 (〒960-1301 福島市飯野町字後川10番地の2)			
		川俣町	024-566-2111				
大玉村	0243-48-3131						
郡山市	024-924-7111						
須賀川市	0248-75-1111						
田村市	0247-81-2111						
鏡石町	0248-62-2111						
天栄村	0248-82-2111						
県 中	石川町	0247-26-2111					
	玉川村	0247-57-3101					
	平田村	0247-55-3111					
	浅川町	0247-36-4121					
	古殿町	0247-53-3111					
三春町	0247-62-2111						
小野町	0247-72-2111						